

第20期定時株主総会資料

（電子提供措置事項のうち法令及び定款に基づく）
（書面交付請求による交付書面に記載しない事項）

財産及び損益の状況
主要な事業内容
主要な事業所
使用人の状況
主要な借入先の状況
その他企業集団の現況に関する重要な事項
株式の状況
新株予約権等の状況
政策保有株式について
社外役員に関する事項
会計監査人の状況
業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況
会社の支配に関する基本方針
連結貸借対照表
連結損益計算書
連結株主資本等変動計算書
連結注記表
貸借対照表
損益計算書
株主資本等変動計算書
個別注記表
連結計算書類に係る会計監査報告
会計監査報告
監査等委員会の監査報告

株式会社ミンカブ・ジ・インフォノイド

財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 17 期 (2023年 3 月期)	第 18 期 (2024年 3 月期)	第 19 期 (2025年 3 月期)	第 20 期 (当連結会計年度) (2026年 3 月期)
売 上 高(千円)	6,836,274	9,920,106	10,548,910	8,780,577
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)(千円)	△207,709	△790,919	△1,993,227	412,849
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益(千円)	726,380	△1,180,874	△5,525,955	742,891
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	48.60	△78.84	△368.79	48.73
総 資 産(千円)	16,534,886	14,838,864	9,982,387	9,996,904
純 資 産(千円)	7,855,911	6,184,853	319,988	1,444,632
1 株当たり純資産額 (円)	518.45	411.81	20.6	93.99

(注) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり純資産額は、それぞれ議決権を有する発行済株式に係る指標を記載しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 17 期 (2023年 3 月期)	第 18 期 (2024年 3 月期)	第 19 期 (2025年 3 月期)	第 20 期 (当事業年度) (2026年 3 月期)
売 上 高(千円)	4,595,453	2,088,989	1,123,564	2,870,383
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△)(千円)	△327,272	△154,569	△18,155	155,383
当 期 純 利 益(千円)	802,245	△144,440	△2,502,391	△3,831,004
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	53.67	△9.64	△167.00	△251.32
総 資 産(千円)	16,215,405	12,974,624	10,834,850	8,885,048
純 資 産(千円)	8,319,438	4,590,024	1,697,862	866,880
1 株当たり純資産額 (円)	555.51	306.35	113.30	56.40

(注) 1. 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額は、それぞれ議決権を有する発行済株式に係る指標を記載しております。

2. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。

主要な事業内容（2026年3月31日現在）

事業区分	事業内容
メディア事業	メディア事業は、「ライブドアブログ」を中心としたUGC（User Generated Content）メディア、「ライブドアニュース」を中心としたPGC（Professionally Generated Content）メディアに加え、「SOCCERKING」を始めとするスポーツ情報メディア、資産形成情報メディア「MINKABU（みんかぶ）」、韓流メディア「Kstyle」等の各専門メディア、アフィリエイトサイトである「MINKABU Choice」からなる総合インターネットメディア事業を展開しております。
ソリューション事業	グループで展開する金融情報・資産形成情報メディアにおける情報に付加価値を加えた証券各社を始めとする金融機関向け情報ソリューションサービス、及び金融機関全般のDX（デジタルトランスフォーメーション）ニーズに対応するSI・パッケージ系ソリューションサービスといった、B2BないしB2B2C事業展開に加え、国内最大級の株式情報メディア「Kabutan（株探）」の運営を行っております。

主要な事業所（2026年3月31日現在）

① 当社

本	社	東京都港区
支	店	福岡支店：福岡県福岡市中央区

② 子会社（間接保有を含む）等

株 式 会 社 ラ イ ブ ド ア	東京都港区
-------------------	-------

使用人の状況（2026年3月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
メディア事業	119（148）名	5名減（24名減）
ソリューション事業	86（1）名	6名増（2名減）
全社（共通）	31（0）名	6名減（増減なし）
合計	236（149）名	5名減（26名減）

（注）使用人数は就業人員であり、臨時雇用人員数（契約社員、アルバイト）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。尚、本年度に当社グループ従業員は、全て当社に所属しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
236（149）名	5名減（26名減）	36.2歳	7.3年

- （注）
1. 使用人数は就業人員であり、臨時雇用人員数（契約社員、アルバイト）は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 2. 平均勤続年数は正社員のための集計になっております。
 3. 平均勤続年数はグループ再編による転籍者の転籍元の勤続年数を通算して算出しております。

主要な借入先の状況（2026年3月31日現在）

借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	3,230,813千円
株式会社三井住友銀行	1,934,443
株式会社みずほ銀行	1,317,395

(注) 当社は、2025年6月に、各金融機関と従前借入契約の変更を行っております。契約に基づく財務制限条項の状況については、「連結注記表 5. 追加情報」に記載のとおりであります。

その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社グループは、2025年3月期末に、事業方針を「売上高拡大」から「選択と集中」へと転換し、経営資源の最適化と収益基盤の再構築を最優先課題として取り組んでまいりました。その一環としてグループの経営効率の向上を図るべく、以下のとおり統廃合等を行いました。

株式会社ミンカブWeb3ウォレットについて、同社がより高いシナジーを実現できる環境下での発展が最適と判断し、2025年5月26日付で株式会社トレードワークスと株式譲渡契約を締結し、同年6月2日付で当社が保有する全株式を譲渡いたしました。

株式会社コンテンツモンスターについて、コンテンツ事業からの撤退方針に基づき解散し、2026年3月30日付で清算を結了いたしました。

ソリューション事業を運営する株式会社ミンカブソリューションサービシーズについては、内部取引の簡素化や機動的な事業運営体制の構築を通じた経営効率の向上を目的に、2025年10月1日付で当社を存続会社、同社を消滅会社とする吸収合併を実施いたしました。

以上の結果、当連結会計年度末現在における当社グループは、ソリューション事業並びにグループ各社及びグループの経営管理を担う当社及びメディア事業を担う株式会社ライブドアを中心とした体制へと集約いたしました。

株式の状況（2026年3月31日現在）

① 発行可能株式総数 46,000,000株

② 発行済株式の総数 15,369,700株

(注) 1. 新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は、1,500株増加しております。
2. 第三者割当増資（現物出資）により、発行済株式の総数は、382,400株増加しております。

③ 株主数 10,402名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
瓜生 憲	1,627,400株	10.59%
SBIホールディングス株式会社	1,233,400株	8.02%
ソニーネットワークコミュニケーションズ株式会社	980,300株	6.38%
F i n T e c hビジネスイノベーション投資事業有限責任組合	646,800株	4.21%
株式会社 Q U I C K	617,200株	4.02%
SBI Ventures Three 合同会社	495,900株	3.23%
株式会社日本経済新聞社政策投資口	462,900株	3.01%
大野 寿 美	360,100株	2.34%
日本証券金融株式会社	310,300株	2.02%
高田 隆 太 郎	288,000株	1.87%

(注) 持株比率は自己株式（63株）を控除して計算しております。

新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

			第 7 回 新 株 予 約 権	第 1 5 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日			2015年6月25日	2017年10月30日
新 株 予 約 権 の 数			100個	300個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数			普通株式 10,000株 (新株予約権 1 個につき 100株)	普通株式 30,000株 (新株予約権 1 個につき 100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額			新株予約権と引換えに払い込みは 要しない	新株予約権と引換えに払い込みは 要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額			新株予約権 1 個当たり 50,000円 (1 株当たり 500円)	新株予約権 1 個当たり 59,900円 (1 株当たり 599円) (注) 4
権 利 行 使 期 間			自 2015年 6月 25日 至 割当日から無期限	自 2017年 10月 30日 至 割当日から無制限
行 使 の 条 件			(注) 1	(注) 1
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (監 査 等 委 員) を除く	取 締 役 (社 外 取 締 役) を除く	新株予約権の数 100個 目的となる株式数 10,000株 保有者数 1名 (注) 2	新株予約権の数 300個 目的となる株式数 30,000株 保有者数 1名
		社外取締役	—	—
	取 締 役 (監 査 等 委 員)		—	—

- (注) 1. 新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
2. 取締役 1 名に付与している新株予約権は、取締役就任前に付与されたものであります。
3. 2019年 1 月16日付で普通株式 1 株につき 100株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。
4. 2025年 7 月30日を払込期日とするデット・エクイティ・スワップ（現物出資）による第三者割当増資を行っております。これにより、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

			第 1 6 回 新 株 予 約 権
発 行 決 議 日			2018年7月17日
新 株 予 約 権 の 数			200個
新 株 予 約 権 の 目 的 と な る 株 式 の 種 類 と 数			普通株式 20,000株 (新株予約権 1 個につき 100株)
新 株 予 約 権 の 払 込 金 額			新株予約権と引換えに払い込みは 要しない
新 株 予 約 権 の 行 使 に 際 し て 出 資 さ れ る 財 産 の 価 額			新株予約権 1 個当たり 59,990円 (1 株当たり 599円)
権 利 行 使 期 間			自 2018年 7月 20日 至 割当日から無期限
行 使 の 条 件			(注) 1
役 員 の 保 有 状 況	取 締 役 (監査等委員) を除く)	取 締 役 (社外取締役) を除く)	新株予約権の数 200個 目的となる株式数 20,000株 保有者数 1名
		社外取締役	—
	取 締 役 (監 査 等 委 員)		—

- (注) 1. 新株予約権の割当を受けた者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めないものとする。
2. 2019年1月16日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行っております。これにより、「新株予約権の目的となる株式の数」及び「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。
3. 2025年7月30日を払込期日とするデット・エクイティ・スワップ（現物出資）による第三者割当増資を行っております。これにより、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額」は調整されております。

(2) **当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況**

該当事項はありません。

(3) **その他新株予約権等に関する重要な事項**

該当事項はありません。

政策保有株式について

当社グループは、投資株式について、株式の価値の変動又は株式に係わる配当の受領によって利益を得ることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式（政策保有株式）としております。

① 政策保有に関する方針

当社グループは、政策保有株式を保有しないことを基本方針としております。なお、当連結会計年度末におきまして、投資有価証券として545百万円を計上しておりますが、これらは、前連結会計年度までに、事業運営上の関係性や取引関係強化の観点から、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上に資すると判断し、その保有意義や経済合理性等を総合的に勘案して取得したものであり、係る保有においても、保有先の会社が当社の株式を保有するような、相互保有は行っておりません。

個別の政策保有株式については四半期毎に取引実績、時価等を踏まえて、保有に伴う便益やリスク等を検証し、保有の意義が希薄と考えられる政策保有株式については、処分又は縮減する基本方針のもと、経済合理性等の検証を行い、金額等の重要性に照らし、経営会議もしくは取締役会で審議の上、売却等の対応を検討し決定します。なお、当連結会計年度におきましては当該方針のもと、5銘柄について、売却又は保有数の縮減を実施いたしました。

なお、当期末現在における連結貸借対照表計上額の合計及び資本合計に対する比率は次のとおりです。

資本合計 (a)	1,444,632千円
連結貸借対照表計上額の合計額 (b) ※	545,530千円
比率 (b÷a)	37.76%
保有銘柄数 (非上場株式)	9
保有銘柄数 (非上場株式以外の株式)	2

※上記は当社並びに連結子会社が保有する株式の合計額を記載しております。

② 政策保有株式の議決権行使の基準

保有株式の議決権行使については、発行会社の経営方針、戦略等を尊重した上で中長期的な企業価値の向上に資するものであるか、また、当社グループの持続的な成長及び企業価値の向上の実現に則したものであるか等を勘案して議案に対する賛否を判断いたします。

社外役員に関する事項

イ) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）である石橋省三氏は、一般財団法人石橋湛山記念財団代表理事、学校法人栗本学園理事、一般社団法人経済倶楽部理事及び株式会社エディオン社外取締役であります。当社と兼職先との間には資本関係及び取引関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）である尾崎恒康氏は、尾崎経営法律事務所代表、東ソー株式会社社外監査役、セルソース株式会社社外取締役（監査等委員）であります。当社と兼職先との間には資本関係及び取引関係はありません。

ロ) 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員) 吉村 貞彦	当事業年度に開催された取締役会21回の全て、監査等委員会15回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、複数の法人の役員を歴任され、公認会計士として大手監査法人の要職に就かれ、その豊富な経験と高度な専門知識に基づき幅広い見地から適宜発言を行っております。また、指名報酬委員会の委員長として当該委員会において、取締役候補者及び取締役の報酬の決定に関して適宜発言を行っております。
取締役 (監査等委員) 石橋 省三	当事業年度に開催された取締役会21回の全て、監査等委員会15回の全てに出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、上場会社を含む複数の法人の役員等を歴任また現任され、資本市場及び投資家との対話に関する専門的知見や、会社経営・組織運営に関するその豊富な経験と高い知見に基づき幅広い見地から適宜発言を行っております。また、2025年6月26日の定時株主総会終結の時まで、指名報酬委員会の委員長として当該委員会において、取締役候補者及び取締役の報酬の決定に関して適宜発言を行っております。
取締役 (監査等委員) 尾崎 恒康	2025年6月26日に就任以降に当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回、監査等委員会11回のうち11回に出席いたしました。出席した取締役会及び監査等委員会において、検事および弁護士等の実務経験および複数の法人の役員等を現任され、その豊富な経験と高い知見に基づき幅広い見地から適宜発言を行っております。また、指名報酬委員会の委員として、取締役候補者及び取締役の報酬の決定に関して適宜発言を行っております。

- (注) 1. 監査等委員会は社外取締役で構成されており、監査等委員会を通じて社外取締役の連携が図られております。
2. 社外取締役（監査等委員）は監査等委員会の活動を通じて代表取締役や取締役と随時情報意見交換会を行っております。
3. 社外取締役監査等委員である尾崎恒康氏は取締役会、監査等委員会の他、経営会議やコンプライアンス委員会、サステナビリティ委員会等に出席され、幅広い見地から必要な助言を行い、取締役（監査等委員である取締役を除く）及び執行役員の職務執行状況を確認しております。

会計監査人の状況

① 名称

EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	40,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	40,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ) 事業活動における法令、企業倫理、社内規程の遵守を確保するため、遵守すべき基本的な事項を「コンプライアンス基本方針」として定め、当社グループの役員及び使用人に周知徹底を図る。
 - ロ) コンプライアンス委員会を設置し、法令、定款、社内規程及び行動規範等、職務の執行に当たり遵守すべき具体的な事項についての浸透、定着を図り、コンプライアンス違反を未然に防止する体制を構築する。
 - ハ) 定期的に内部監査を実施し、それぞれの職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する。
- 二) 「内部通報処理規程」により、公益通報者保護法への対応を図り、通報窓口の活用を行いコンプライアンスに対する相談機能を強化する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が「職務権限規程」に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令及び「文書管理規程」並びに「電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程」に基づき、定められた方法及び期間にて保存するものとする。

③ 損失の危険（以下「リスク」という。）の管理に関する規程その他の体制

- イ) サステナビリティ委員会を設置し、全社経営レベルでのリスクを抽出・選定し、その対応策を策定する。
 - ロ) 経営に重大な影響を及ぼす様々なリスクに対して、リスクの大小や発生可能性に応じ、事前に適切な対応策を準備する等により、リスクを最小限にすべく対応を行う。
 - ハ) リスクの防止及び会社損失の最小化を図ることを目的として、「リスク管理規程」を定め、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に留める体制を整える。
- 二) 重要な開発及び投資に係る事項については、プロジェクト審議会を設置し、事業リスクならびに法務・会計等に関するコンプライアンスリスクを横断的に審議し、適切な管理及び対応を図る。

- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ) 毎月、原則最低1回取締役会を開催し、重要事項の決定並びに審議・意見の交換を行い、各取締役は連携して業務執行の状況を監督する。
 - ロ) 環境変化に対応した会社全体の将来ビジョンと目標を定めるため、中期経営計画及び単年度予算を策定する。経営計画及び年度予算を達成するため、「組織規程」、「業務分掌規程」、「職務権限規程」により、取締役、使用人の責任を明確にし、業務の効率化を徹底する。
 - ハ) 執行役員制度を導入し、権限委譲を行うことで業務執行体制を明確化するとともに、機動的かつ効率的な経営体制を構築する。
 - 二) 取締役会の任意設置機関として、半数以上を独立社外取締役で構成する指名報酬委員会を設置し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬並びに取締役の選解任候補決定プロセスの透明性及び客観性の向上を図る。
- ⑤ 当社企業グループにおける業務の適正を確保するための体制
- イ) 「関係会社管理規程」に基づき、子会社及び関連会社に対する適切な経営管理を行うものとする。
 - ロ) 連結対象子会社に対しては、定期的に内部監査を実施するとともに、当社監査等委員が必要に応じて監査を行い、業務の適正を確保する体制を整備する。
- ⑥ 監査等委員会の職務を補助する使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項
- イ) 監査等委員会から職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、適切な人材を配置するものとし、配置にあたっての具体的な内容（組織、人数、その他）については相談し、検討する。
 - ロ) 前号の使用人の人事異動及び考課については、監査等委員会の意見を聴取し尊重した上で行うものとし、その指揮命令権は監査等委員会にあり、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保する。
- ⑦ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制
- 監査等委員は、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役等にその説明を求める。

⑧ その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ) 代表取締役社長と監査等委員は、相互の意思疎通を図るため、定期的な会合をもつこととする。
- ロ) 監査等委員は、内部監査担当者と連携し、監査の実効性を確保する。
- ハ) 監査等委員は、会計監査人との間で適宜意見交換を行う。

⑨ 反社会的勢力を排除するための体制

- イ) 当社及び子会社は、「コンプライアンス基本方針」に基づき、反社会的勢力との関係遮断に取組むこととする。
- ロ) 警察当局や特殊暴力防止対策連合会、顧問弁護士等の外部専門機関とも十分に連携し、情報の共有化を図り、反社会的勢力を排除する体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 取締役の職務執行

当事業年度において、取締役会は21回開催しており、経営上の意思決定を行っております。なお、取締役会規程等の社内規程を制定し、取締役が法令及び定款に則り行動するように徹底しております。

② 監査等委員の職務執行

当事業年度において、監査等委員会は15回開催しており、監査等委員相互による意見交換が行われております。また、監査等委員は、取締役会を含む重要な会議への出席のほか、会計監査人より、監査の基本方針や重点監査事項の記載のある監査計画を入手し、当該記述に関する意見交換を実施する他、四半期決算及び決算に関わる会計監査結果について、監査等委員会が会計監査人より定期的に報告を受けるとともに、必要に応じて適宜意見交換を行っており、その内容を監査業務に反映しております。内部監査部門は、監査等委員会に対し定期的に業務監査内容についての報告を行うとともに、意見交換を行い、連携を密にし監査の実効性向上を図っております。会計監査人並びに内部監査担当者との間で適宜情報交換等を行うことで、取締役の職務の執行について監査をしております。

③ リスク管理及びコンプライアンス

当社はサステナビリティ委員会を設置し、全社経営レベルのリスクを抽出・選定し、その対応策を作成すると共に、経営に重大な影響を及ぼす様々なリスクに対して、リスクの大小や発生可能性に応じ、事前に適切な対応策を準備する等により、リスクを最小限にするべく対応を行います。また、リスクの軽減、予防の推進の対処のため、リスク管理規程の制定及びコンプライアンス委員会の開催を通じて、リスクマネジメント体制の強化及びコンプライアンスの遵守に努めております。尚、不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を長とする対策本部を設置し、迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整えます。会計監査人より、監査の基本方針や重点監査事項の記載のある監査計画を入手し、当該記述に関する意見交換を実施する他、四半期決算及び決算に関わる会計監査結果について、監査等委員会が会計監査人より定期的に報告を受けるとともに、必要に応じて適宜意見交換を行っており、その内容を監査業務に反映しております。

(3) コーポレート・ガバナンスに関する基本事項

当社は、当連結会計年度におきまして、従前の規模拡大から黒字事業への選択と集中へと事業方針を転換するとともに、取締役の責任の明確化とけん制機能の強化を目的に取締役会をスリム化し、成長性と収益性を両立した再成長フェーズへの移行に取り組んでまいりました。当社グループは、全てのステークホルダーと信頼関係を築き持続的成長と発展を遂げるためには、経営の健全性、遵法性、及び透明性の確立が不可欠であると認識しております。今後、より一層、迅速かつ適切な経営判断と独立した監査機能の発揮、実効性のある内部統制システムの構築、並びに適時適切な情報開示を推進するとともに、すべての役職員に対し社会的責任に係る意識向上を徹底してまいります。また、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を認識し、コーポレート・ガバナンスの充実を図ってまいります。

(4) 取締役会の実効性に関する評価結果について

当社は取締役会（任意設置の指名報酬委員会を含む）の実効性向上のため、全取締役へのアンケートによる自己評価を実施し、その結果を基に取締役会において議論し評価を行いました。その結果、当社取締役会の実効性は概ね確保されていることを確認しました。

特に、取締役会における議論や意思決定のあり方等については、一定の改善がみられ、前回定時株主総会を経てスリム化した取締役会体制の下、各取締役の役割と責任をより明確化するとともに迅速な意思決定に向けた運営が進んでいることを確認いたしました。また、更なる企業価値向上にむけては、成長戦略や中長期的な経営課題に関する議論の一層の深化に加え、DXやAI等を活用した組織運営及び監督機能の高度化が課題であることを認識いたしました。

当社の取締役会は、これらの課題への対応を通じ、引き続き取締役会の実効性向上に努めてまいります。

会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、持続的な成長を目指し、企業価値の最大化及び株主利益の増大に経営資源の集中を図るべきであると考えております。特別な買収への対抗措置等は導入いたしておりません。

連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	2,451,614	流 動 負 債	8,195,795
現金及び預金	1,303,068	買掛金	240,294
売掛金	923,848	短期借入金	7,489,500
仕掛品	929	リース債務	6,067
貯蔵品	30,033	未払法人税等	22,797
その他の当金	2,177	事務所移転費用引当金	51,269
貸倒引当金	196,208	製品保証引当金	974
固定資産	△4,651	その他	384,890
有形固定資産	7,545,289	固 定 負 債	356,476
建物	445,400	リース債務	19,832
減価償却累計額	33,892	資産除去債務	114,409
建物（純額）	△17,265	繰延税金負債	222,234
建物附属設備	16,627	負 債 合 計	8,552,271
減価償却累計額	212,082	(純 資 産 の 部)	
建物附属設備（純額）	△88,581	株 主 資 本	1,171,719
構築物	123,501	資 本 金	421,187
減価償却累計額	252,872	資 本 剰 余 金	6,733,240
構築物（純額）	△66,563	利 益 剰 余 金	△5,982,592
工具、器具及び備品	186,309	自 己 株 式	△116
減価償却累計額	351,312	その他の包括利益累計額	272,913
工具、器具及び備品（純額）	△253,183	その他有価証券評価差額金	272,913
リース資産	98,129	純 資 産 合 計	1,444,632
減価償却累計額	33,972		
リース資産（純額）	△13,138		
無形固定資産	20,834		
のれん	6,031,318		
顧客関連資産	2,710,036		
技術資産	1,067,216		
ソフトウェア	30,775		
ソフトウェア仮勘定	1,422,243		
その他の他	774,709		
投資その他の資産	26,337		
投資有価証券	1,068,570		
差入保証金	614,973		
繰延税金資産	179,656		
その他の他	257,744		
貸倒引当金	20,818		
	△4,621		
資 産 合 計	9,996,904	負 債 純 資 産 合 計	9,996,904

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2025年4月 1日から)
(2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目										金 額	
売上 売上 販売 営業	上 費 業	上 及 業	総 び 業	原 利 外 取 配 の 費 の 利 益	一 般 管 理 利 収 金 戻 入 息 料 損 損 他	高 価 益 費 益 益				8,780,577	
										4,852,338	
										3,928,238	
										3,378,472	
営業 受 受 貸 そ 営	業 倒 引 業 外 払 資 事 業 替	業 外 取 引 業 外 払 資 事 業 替	業 外 取 引 業 外 払 資 事 業 替	業 外 取 引 業 外 払 資 事 業 替	業 外 取 引 業 外 払 資 事 業 替	業 外 取 引 業 外 払 資 事 業 替	業 外 取 引 業 外 払 資 事 業 替	業 外 取 引 業 外 払 資 事 業 替	業 外 取 引 業 外 払 資 事 業 替	549,766	
										1,610	
										4,570	
										829	
経 特 固 撤 投 子 そ 特	業 外 取 引 業 外 払 資 事 業 替	業 外 取 引 業 外 払 資 事 業 替	業 外 取 引 業 外 払 資 事 業 替	業 外 取 引 業 外 払 資 事 業 替	業 外 取 引 業 外 払 資 事 業 替	業 外 取 引 業 外 払 資 事 業 替	業 外 取 引 業 外 払 資 事 業 替	業 外 取 引 業 外 払 資 事 業 替	業 外 取 引 業 外 払 資 事 業 替	9,160	
										124,305	
										1,242	
										10,258	
特 事 固 投 減 事 税 法 法 当 非 親	業 外 取 引 業 外 払 資 事 業 替	業 外 取 引 業 外 払 資 事 業 替	業 外 取 引 業 外 払 資 事 業 替	業 外 取 引 業 外 払 資 事 業 替	業 外 取 引 業 外 払 資 事 業 替	業 外 取 引 業 外 払 資 事 業 替	業 外 取 引 業 外 払 資 事 業 替	業 外 取 引 業 外 払 資 事 業 替	業 外 取 引 業 外 払 資 事 業 替	936	
										16,343	
										153,087	
										412,849	
税 法 法 当 非 親	業 外 取 引 業 外 払 資 事 業 替	業 外 取 引 業 外 払 資 事 業 替	業 外 取 引 業 外 払 資 事 業 替	業 外 取 引 業 外 払 資 事 業 替	業 外 取 引 業 外 払 資 事 業 替	業 外 取 引 業 外 払 資 事 業 替	業 外 取 引 業 外 払 資 事 業 替	業 外 取 引 業 外 払 資 事 業 替	業 外 取 引 業 外 払 資 事 業 替	229	
										3,587	
										287,069	
										8,353	
税 法 法 当 非 親	業 外 取 引 業 外 払 資 事 業 替	業 外 取 引 業 外 払 資 事 業 替	業 外 取 引 業 外 払 資 事 業 替	業 外 取 引 業 外 払 資 事 業 替	業 外 取 引 業 外 払 資 事 業 替	業 外 取 引 業 外 払 資 事 業 替	業 外 取 引 業 外 払 資 事 業 替	業 外 取 引 業 外 払 資 事 業 替	業 外 取 引 業 外 払 資 事 業 替	4,642	
										303,883	
										118,969	
										258	
税 法 法 当 非 親	業 外 取 引 業 外 払 資 事 業 替	業 外 取 引 業 外 払 資 事 業 替	業 外 取 引 業 外 払 資 事 業 替	業 外 取 引 業 外 払 資 事 業 替	業 外 取 引 業 外 払 資 事 業 替	業 外 取 引 業 外 払 資 事 業 替	業 外 取 引 業 外 払 資 事 業 替	業 外 取 引 業 外 払 資 事 業 替	業 外 取 引 業 外 払 資 事 業 替	6,998	
										762	
										8,377	
										135,367	
税 法 法 当 非 親	業 外 取 引 業 外 払 資 事 業 替	業 外 取 引 業 外 払 資 事 業 替	業 外 取 引 業 外 払 資 事 業 替	業 外 取 引 業 外 払 資 事 業 替	業 外 取 引 業 外 払 資 事 業 替	業 外 取 引 業 外 払 資 事 業 替	業 外 取 引 業 外 払 資 事 業 替	業 外 取 引 業 外 払 資 事 業 替	業 外 取 引 業 外 払 資 事 業 替	30,877	
										△191,158	
										△160,280	
										741,645	
税 法 法 当 非 親	業 外 取 引 業 外 払 資 事 業 替	業 外 取 引 業 外 払 資 事 業 替	業 外 取 引 業 外 払 資 事 業 替	業 外 取 引 業 外 払 資 事 業 替	業 外 取 引 業 外 払 資 事 業 替	業 外 取 引 業 外 払 資 事 業 替	業 外 取 引 業 外 払 資 事 業 替	業 外 取 引 業 外 払 資 事 業 替	業 外 取 引 業 外 払 資 事 業 替	△1,246	
										742,891	

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2025年4月 1日から)
(2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	320,815	6,632,867	△6,725,484	△111	228,086
当連結会計年度変動額					
新株の発行 (新株予約権の行使)	375	375			750
新株の発行 (第三者割当増資)	99,997	99,997			199,995
親会社株主に帰属する 当期純利益			742,891		742,891
自己株式の取得				△4	△4
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計	100,372	100,372	742,891	△4	943,632
当連結会計年度末残高	421,187	6,733,240	△5,982,592	△116	1,171,719

	その他の包括利益累計額		非支配株主 持 分	純資産合計
	その他の有価証券 評価差額金	その他の包括利益 累計額合計		
当連結会計年度期首残高	80,562	80,562	11,338	319,988
当連結会計年度変動額				
新株の発行 (新株予約権の行使)				750
新株の発行 (第三者割当増資)				199,995
親会社株主に帰属する 当期純利益				742,891
自己株式の取得				△4
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額(純額)	192,350	192,350	△11,338	181,011
当連結会計年度変動額合計	192,350	192,350	△11,338	1,124,644
当連結会計年度末残高	272,913	272,913	－	1,444,632

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 1社
- ・連結子会社の名称 株式会社ライブドア

② 非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

① 持分法を適用した非連結子会社の状況

該当事項はありません。

② 持分法を適用しない非連結子会社の状況

該当事項はありません。

(3) 連結の範囲及び持分法の適用の範囲の変更に関する注記

① 連結の範囲の変更

2025年6月2日付にて当社孫会社である株式会社ミンカブWeb3ウォレットの全株式を売却したため、連結の範囲から除外しております。

2025年10月1日にて当社子会社である株式会社ミンカブソリューションサービシーズは、当社を存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

また、2026年3月30日にて当社子会社である株式会社コンテンツモンスターは、清算終了により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

② 持分法の範囲の変更

該当事項はありません。

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結会計年度と一致しております。

(5) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額にて取り込む方法によっております。

ロ. 棚卸資産

・商品

主として個別法又は総平均法に基づく原価法（連結貸借対照表価額は収益性低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・仕掛品

個別法に基づく原価法（連結貸借対照表価額は収益性低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・貯蔵品

個別法に基づく原価法を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	24年
建物附属設備	3～18年
構築物	10～30年
工具、器具及び備品	2～15年

ロ. 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

自社利用のソフトウェア	5年（社内における利用可能期間）
特許権	2～8年
商標権	5～10年
技術資産	10～15年
顧客関連資産	10～16年
施設利用権	15年

ハ. リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 製品保証引当金

当社において、製品保証に伴う支出に備えるため、損失見込額を引当てております。

ハ. 株主優待引当金

当社において、株主優待制度に伴う支出に備えるため、発生すると見込まれる額を計上しております。

ニ. 事業整理損失引当金

事業の整理等に伴う損失に備えるため、当連結会計期間において翌連結会計期間以降に発生すると見込まれる額を計上しております。

ホ. 事務所移転費用引当金

事務所の移転に伴う支出に備えるため、発生すると見込まれる額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、連結注記表「10. 収益認識に関する注記（2）顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報」に記載のとおりであります。

⑤ 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。

また、外貨建その他有価証券は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は純資産の部におけるその他有価証券評価差額金に含めております。

⑥ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、投資効果の発現する期間を見積り、5～18年で均等償却しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 株式会社ライブドアに係るのれん及び顧客関連資産の評価

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

のれん	2,595,126千円
顧客関連資産	993,394千円

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

i) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

のれんは、取得価額と同社の識別可能な資産及び負債の企業結合日時点の時価との差額を計上しております。

顧客関連資産は、既存顧客との継続的な取引関係により生み出される広告収入等の超過収益の現在価値として算定しております。これらは、いずれもその効果が及ぶ期間にわたって規則的に償却しており、未償却残高は減損処理の対象となります。

のれん及び顧客関連資産を含む資産グループに減損の兆候がある場合、当該資産グループについて、割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較し、減損損失を認識すべきであると判定された場合は、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上することとしております。

ii) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

顧客関連資産の評価の基礎となる事業計画は、将来予測に基づくPV数を主要な仮定としております。のれんの評価は、過去の実績に今後の事業展開及び外部環境の影響を踏まえた売上高及び費用の増加率を勘案し、作成した事業計画に基づいております。

iii) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

当該会計上の見積りについては、当連結会計年度末現在において入手可能な情報に基づいており、今後の経営環境の変化により、将来の事業計画と実績が大きく異なる結果となった場合は翌連結会計年度の連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

(2)株式会社ライブドアに係る繰延税金資産の回収可能性

① 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産	129,725千円
	(－千円)

(注) () 内は繰延税金負債控除後の連結計算書類計上額であります。

② 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

i) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックスプランニングにより、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

ii) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

課税所得の見積りは、事業計画を基礎としており、過去の実績に今後の事業展開及び外部環境の影響を踏まえた売上高及び費用の増加率を勘案して作成しております。

iii) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

課税所得が生じる時期及び金額は、将来の経済動向の変動によって影響を受ける可能性があり、実際に生じた時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において繰延税金資産を認識する金額に重要な影響を与える可能性があります。

4. 会計上の見積りの変更に関する注記

当社は、2026年1月16日開催の取締役会で本社移転に関する決議をいたしました。これにより、本社移転に伴い利用不能となる固定資産について耐用年数を短縮し、移転予定日までの期間で減価償却が完了するように当連結会計年度より、耐用年数を変更しております。また、原状回復に係る資産除去債務について、新たな情報の入手に伴い原状回復費用および使用見込み期間の見積りを変更いたしました。これらの変更により、従来の方法に比べて、当連結会計年度の営業利益、経常利益がそれぞれ31,242千円減少し、税金等調整前当期純利益が98,942千円減少しております。

5. 追加情報

(財務制限条項)

短期借入金7,489,500千円の内1,843,868千円についてシンジケートローン契約を締結しておりますが、当該契約には以下の財務制限条項がついております。

- (1) 各年度の決算日末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額を、直前決算期末日又は2023年3月期の連結貸借対照表の純資産の部のいずれか大きい方の75%を維持すること
- (2) 連結損益計算書上の経常損失に関し、2期連続して損失を計上しないこと
- (3) 各四半期末日における連結貸借対照表の総有利子負債から運転資金以外を用途として負担した債務の合計額を控除した額を当該貸借対照表における現預金・所要運転資金の金額以下に維持すること

当該財務制限条項については、2025年6月20日の変更契約書において2026年3月期以降について次のとおり変更されております。

- (1) 2026年3月期及び2027年3月期における連結貸借対照表の純資産の部の金額を、それぞれ351,000千円、449,000千円以上に維持すること
- (2) 2026年3月期及び2027年3月期における連結損益計算書上の経常損益を、それぞれマイナス51,000千円、プラス44,000千円以上に維持すること

また、短期借入金7,489,500千円の内5,645,632千円についてタームローン契約を締結しておりますが、当該契約には以下の財務制限条項がついております。

- (1) 各年度の決算日末日における連結貸借対照表の純資産の部の金額を、直前決算期末日又は2022年3月期の連結貸借対照表の純資産の部のいずれか大きい方の75%を維持すること
- (2) 連結損益計算書上の経常損失に関し、2期連続して損失を計上しないこと

当該財務制限条項については、2025年6月20日の変更契約書において2026年3月期以降について次のとおり変更されております。

- (1) 2026年3月期及び2027年3月期における連結貸借対照表の純資産の部の金額を、それぞれ351,000千円、449,000千円以上に維持すること
- (2) 2026年3月期及び2027年3月期における連結損益計算書上の経常損益を、それぞれマイナス51,000千円、プラス44,000千円以上に維持すること

6. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

預金 669,213千円

②担保に係る債務

短期借入金 7,489,500千円

(注)当連結会計年度において、売掛金923,848千円及び未収入金10,598千円について自己信託を設定し、その信託受益権を短期借入金の担保に供しております。

7. 連結損益計算書に関する注記

撤退事業に係る分配収益

当社グループは、2025年2月14日開催の当社取締役会において決議したコンテンツ事業からの即時撤退に鑑み、撤退後の2025年3月に開催が決まっていたイベントについて、主催権限を他社に譲渡いたしました。本収入は、当該イベントが開催されたことにより、主催権限を譲渡した他社より当社が分配を受けた収益を計上したものであります。

投資有価証券売却益

当連結会計年度において、当社グループが保有する投資有価証券の一部（上場株式1銘柄及び非上場株式3銘柄）を売却したことにより、発生したものであります。

減損損失

当社グループは以下の資産について減損損失を計上しております。

(1) 減損損失を認識した固定資産の概要

用途	種類	場所
事業用資産	商標権	東京都港区

(2) 減損損失を認識するに至った経緯

事業用資産の商標権について将来キャッシュフローを見込めなくなったため、減損損失を認識するものであります。

(3) 減損損失の金額

商標権 762千円

(4) 資産のグルーピングの方法

当社グループは、キャッシュ・フローを産み出す最小単位として、サービス分類を基礎として資産のグルーピングを行っており、共用資産については、共用資産を含むより大きな単位で減損損失を認識しております。また、遊休資産については個別の物件ごとにグルーピングを行っております。

(5) 回収可能価額の算定方法

事業用資産の商標権について、将来キャッシュフローを見込めなくなったことから、回収可能価額をゼロとして認識しております。

事業整理損

前連結会計年度に決定した赤字事業からの撤退を含む事業の選択と集中のため、これらの費用として8,377千円を計上しております。事業整理損の主な内容は、コンテンツ事業の撤退及びメディア事業における一部サービスの終了に伴う費用及び旧オフィスに係る備品整理費用等であります。

事務所移転費用

2026年1月16日開催の取締役会において、本社事務所を移転することを決議いたしました。こちらの事務所移転に伴い発生すると見込まれる費用を計上したものであります。

8. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 末の株式数(株)
普通株式 (注)	14,985,800	383,900	—	15,369,700

(注) 発行済株式総数の増加は、ストック・オプションの権利行使による増加1,500株及びデット・エクイティ・スワップによる第三者割当の方法による新株式の発行382,400株による増加分であります。

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 末の株式数(株)
普通株式	53	10	—	63

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

該当事項はありません。

(4) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数			
		当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 末株式数(株)
第7回新株予約権	普通株式	120,000	－	－	120,000
第8回新株予約権	普通株式	20,100	－	20,100	－
第9回新株予約権	普通株式	7,000	－	7,000	－
第15回新株予約権	普通株式	30,000	－	－	30,000
第16回新株予約権	普通株式	68,000	－	－	68,000
第17回新株予約権	普通株式	13,800	－	－	13,800
合計		258,900	－	27,100	231,800

(注) 第8回、第9回新株予約権の当連結会計年度減少は、新株予約権の権利行使によるもの及び行使期間の満了に伴う失効によるものであります。

9. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは資金運用については短期的な預金等に限定し、銀行等金融機関からの借入や社債発行により、資金調達しています。

また、借入金と社債の用途は運転資金（主として短期）及び事業投資資金（長期）であります。

なお、デリバティブ取引に関しては、行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びに管理体制

売掛金は、取引先の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、「与信管理規程」に沿ってリスク低減を図っております。

借入金及び社債は、運転資金及び設備投資資金の調達を目的としたものであります。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されております。

また、借入金は、流動性リスクに晒されておりますが、当社では資金繰り計画を作成・更新するなどの方法により管理しております。連結子会社においても、当社の方法に準じて同様の管理を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、表には含めておりません。（（注）参照）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券			
その他有価証券	505,460	505,460	－
資産計	505,460	505,460	－

「現金及び預金」、「売掛金」、「買掛金」及び「短期借入金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 市場価格のない株式及び投資事業有限責任組合

区分	連結貸借対照表計上額 (千円)
非上場株式	40,070
投資事業有限責任組合	66,942

非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

投資事業有限責任組合については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針31号 2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	505,460	－	－	505,460
資産計	505,460	－	－	505,460

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
1年内返済予定の長期借入金	－	－	－	－
長期借入金	－	－	－	－
負債計	－	－	－	－

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント		計
	メディア事業	ソリューション事業	
広告	3,976,885	－	3,976,885
課金	102,804	－	102,804
メディア・その他	1,031,387	－	1,031,387
ストック収入	－	2,867,132	2,867,132
初期・一時売上	－	802,366	802,366
顧客との契約から生じる収益	5,111,078	3,669,499	8,780,577
その他の収益	－	－	－
外部顧客への売上高	5,111,078	3,669,499	8,780,577

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

イ. メディア事業

メディア事業においては、主に広告収益及び課金収益を計上しております。

広告収益のうち、純広告及びネットワーク広告収入においては、広告の掲載時やクリック数、表示回数に応じて、口座開設等に係る成果報酬型広告収入においては、その成果の検収時に、それぞれ履行義務が充足されることから、当該時点にて収益を認識しております。

また、課金収益は、ユーザーから月額利用料を受領するサブスクリプション型収入であり、サービスの提供期間に応じて収益を認識しております。

なお、広告収益のうち、当社が代理人としての性格が強いと判断されるものについては、他の当事者が提供する財またはサービスと交換に受け取る額から当該他の当事者に支払う額を控除した純額を収益として認識しております。

ロ. ソリューション事業

ソリューション事業においては、主にクラウド型ASPサービスの初期導入及び月額サービス提供並びにメディア事業向けに開発した情報コンテンツにおける情報配信、また、金融機関に対するシステムの企画、コンサルティング、システムの受託開発、並びに株式情報専門メディア「Kabutan（株探）」の運営による収益を計上しており、これらのサービスの移転の時期による区分により、ストック収入、初期・一時売上として認識しております。

これらの内、ASPサービスの初期導入収益は導入作業の検収時に、ASPサービスの提供とその保守・運営業務による収入及び情報コンテンツ等の情報配信による収入においては月額固定型を中心に一部一括データ提供や、ID・ダウンロード数に応じた従量課金制であり、サービスの提供時点及びサービス提供期間の従量に応じて、また、株式情報専門メディア「Kabutan（株探）」の収益につきましては主に有料の月額課金サービスであり、サービスの提供期間において、それぞれ収益を認識しております。

また、収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引き及び割戻し等を控除した金額で測定しております。

なお、取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約負債は主に、履行義務の充足以前に顧客から受け取った対価であり、連結貸借対照表上、流動負債のその他に含まれております。

顧客との契約から生じた債権及び契約負債は以下のとおりであります。

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権	923,848千円
契約負債	16,837千円

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高が含まれている金額に重要性はありません。なお、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額には重要性はありません。

11. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	93円99銭
1 株当たり当期純利益	48円73銭

12. 重要な後発事象に関する注記

(当社子会社の資本業務提携に向けた基本合意)

当社は、当連結会計年度末後の2026年5月19日開催の取締役会において、SBIホールディングス株式会社（以下、「SBIH」といいます。）との間で、当社のメディア事業の中核子会社である株式会社ライブドアに関し、SBIHが展開するネオメディア事業との資本業務提携に向けた協議開始の基本合意について決議いたしました。

本基本合意は、SBIグループが有する金融データおよび顧客基盤と、当社グループが有するメディア基盤およびコンテンツ創出力を融合し、次世代型メディア事業の構築を図ることを目的とするものであります。主な協議領域としては、IP価値の創出および最大化、地域経済の活性化、スポーツファントークンの活用、コンテンツプロモーション等の分野に加え、金融情報サービスと金融サービスの連携強化によるユーザー体験の高度化等が含まれております。

また、資本関係の構築を含む連携の在り方については、両社グループの中長期的な企業価値向上を目的として、SBIHとライブドアとの資本提携を含め幅広く協議を行う予定であります。具体的なスキーム、出資比率および実施時期等の詳細については、今後両社間で協議のうえ決定する予定であります。

13. その他の注記

(企業結合等関係)

(子会社株式の譲渡)

株式会社ミンカブWeb3ウォレットの株式の譲渡

当社の連結子会社である株式会社ミンカブソリューションサービシーズは、2025年2月14日開催の当社取締役会での事前承認を踏まえ、2025年5月26日開催の取締役会において、連結子会社である株式会社ミンカブWeb3ウォレット（以下「MWW」）の当社保有株式の全てを譲渡することを決議し、2025年6月2日付で譲渡いたしました。

これにより、2025年6月30日をみなし売却日として、MWWを当社の連結範囲から除外しております。

1. 株式譲渡の概要

(1) 譲渡先企業の名称

株式会社トレードワークス

(2) 譲渡した子会社の名称及び事業の内容

名称 株式会社ミンカブWeb3ウォレット

事業内容 NFTマーケットプレイス事業・NFTによる個人のアクティビティ証明事業

(3) 株式譲渡を行った理由

当社グループにおける選択と集中への事業方針の転換に基づき、MWWについて、業務提携先である株式会社トレードワークスとより高い事業シナジーの創出が可能であると考えられたことから、同社へ株式譲渡することが最善であるとの判断をいたしました。

(4) 株式譲渡日

2025年6月2日（株式譲渡日）

2025年6月30日（みなし売却日）

- (5) 法的形式を含むその他取引の概要に関する事項
受取対価を現金等の財産のみとする株式譲渡

2. 実施した会計処理の概要

(1) 譲渡損益の金額

子会社株式売却益 8,353千円

(2) 譲渡した子会社に係る資産及び負債の適正な帳簿価額並びにその主な内訳

流動資産	5,651千円
固定資産	47,000千円
資産合計	52,651千円
流動負債	10,361千円
固定負債	19,305千円
負債合計	29,666千円

(3) 会計処理

当該譲渡株式の売却価額と連結上の帳簿価額との差額を「子会社株式売却益」として特別利益に計上しております。

3. 譲渡した子会社の事業が含まれていた報告セグメントの名称

ソリューション事業

4. 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている譲渡した子会社に係る損益の額

売上高	－千円
営業損失	6,054千円

(共通支配下の取引等)

(連結子会社の吸収合併)

株式会社ミンカブソリューションサービシーズの吸収合併

当社は2025年5月22日開催の取締役会において、2025年10月1日をもって当社を存続会社、連結子会社である株式会社ミンカブソリューションサービシーズ（以下「MSS」）を消滅会社とする吸収合併を行うことを決定し、2025年6月26日開催の当社第19期定時株主総会にて承認可決され、2025年10月1日に当社はMSSを吸収合併いたしました。

1. 取引の概要

(1) 結合当事企業の名称及び当該事業の内容

吸収合併存続会社

結合企業の名称	株式会社ミンカブ・ジ・インフォノイド
事業の内容	ソリューション・メディア事業

吸収合併消滅会社

結合企業の名称	株式会社ミンカブソリューションサービシーズ
事業の内容	ソリューション事業

(2) 企業結合日

2025年10月1日

(3) 企業結合の法的形式

当社を存続会社、MSSを消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

株式会社ミンカブ・ジ・インフォノイド

(5) その他取引の概要に関する事項

当社は、選択と集中を推進するため、費用削減の徹底と、グループ役職員一丸となって業績回復に取り組みたいという観点から、グループ再編の一環として、当社とMSSとの経営統合を実施いたしました。

2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

(連結子会社の清算終了)

2025年5月2日開催の臨時取締役会において解散を決議し、清算中でありました当社の連結子会社である株式会社コンテンツモンスターは、2026年3月30日付で清算終了いたしました。

1. 解散及び清算理由

2025年2月14日付「連結業績予想の修正及び中期経営計画の取り下げに関するお知らせ」にて公表しておりますとおり、2025年3月期にコンテンツ事業において多額損失を発生させる結果となったことから、同事業からの撤退を決定いたしました。これに伴い、同社を解散及び清算することいたしました。

2. 当該連結子会社の概要

(1) 名称

株式会社コンテンツモンスター

(2) 所在地

東京都港区東新橋一丁目9番1号

(3) 代表者の役職・氏名

代表取締役社長 前田 陽介

(4) 事業内容

会員向けサービス（推しパス）事業、各種コンテンツ制作・運営・流通事業

(5) 資本金

10百万円

(6) 設立年月日

2024年4月1日

(7) 大株主及び持株比率

株式会社ミンカブ・ジ・インフォノイド 100%

3. 清算終了日

2026年3月30日

4. 当該解散及び清算による損益への影響

当該解散及び清算に伴う連結業績に与える影響は軽微であります。

5. 当該解散及び清算による営業活動への影響

当該解散及び清算に伴う当社グループの営業活動等への影響はありません。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,427,480	流動負債	7,998,334
現金及び預金	995,766	買掛金	186,911
売掛金	337,494	短期借入金	7,489,500
仕掛品	23,566	リース債務	6,067
貯蔵品	684	未払費用	127,464
関係会社短期貸付金	830,000	未払法人税等	9,098
未収入金	150,692	未払事業所得税	1,966
前払費用	80,090	未払消費税等	36,603
その他の貸倒引当金	10,872	前受収益	19,587
	△1,687	預り金	36,150
固定資産	6,457,567	事務所移転費用引当金	21,563
有形固定資産	173,254	製品保証引当金	974
建物附属設備	113,527	その他の	62,447
建物附属設備減価却累計額	△45,128	固定負債	19,832
工具、器具及び備品	300,097	リース債務	19,832
工具、器具及び備品減価却累計額	△216,076		
リース資産	24,452		
リース償却累計額	△3,617		
無形固定資産	1,618,098	負債合計	8,018,167
のれん	114,909	(純資産の部)	
顧客関連資産	73,821	株主資本	593,967
技術資産	30,775	資本金	421,187
商標	13,617	資本剰余金	6,650,091
ソフトウェア	920,585	資本準備金	181,187
ソフトウェア仮勘定	458,419	その他資本剰余金	6,468,903
その他の	5,970	利益剰余金	△6,477,195
投資その他の資産	4,666,214	その他利益剰余金	△6,477,195
投資有価証券	612,473	繰越利益剰余金	△6,477,195
関係会社株式	3,680,131	自己株式	△116
破産更生債権等	4,621	評価・換算差額等	272,913
長期前払費用	16,012	その他有価証券評価差額金	272,913
繰延税金資産	255,331		
繰入保証金	102,266		
貸倒引当金	△4,621	純資産合計	866,880
		負債純資産合計	8,885,048
資産合計	8,885,048		

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(2025年4月1日から)
(2026年3月31日まで)

(単位：千円)

[illegible]

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2025年4月 1日から)
(2026年 3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		自己株式	株主資本 合 計
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	そ の 他 利益剰余金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	320,815	80,815	3,926,704	4,007,519	△2,646,190	△2,646,190	△111	1,682,031
当 期 変 動 額	－	－	－	－	－	－	－	－
新株の発行（新株予 約 権 の 行 使 ）	375	375	－	375	－	－	－	750
新株の発行（第三者 割 当 増 資 ）	99,997	99,997	－	99,997	－	－	－	199,995
自己株式の取得	－	－	－	－	－	－	△4	△4
当 期 純 損 失	－	－	－	－	△3,831,004	△3,831,004	－	△3,831,004
合併による増加額	－	－	2,542,199	2,542,199	－	－	－	2,542,199
株主資本以外の項目の当期変動 額 （ 純 額 ）	－	－	－	－	－	－	－	－
当 期 変 動 額 合 計	100,372	100,372	2,542,199	2,642,571	△3,831,004	△3,831,004	△4	△1,088,064
当 期 末 残 高	421,187	181,187	6,468,903	6,650,091	△6,477,195	△6,477,195	△116	593,967

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 合 計
	その他有価証 券評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	15,830	15,830	1,697,862
当 期 変 動 額	－	－	－
新株の発行（新株予 約 権 の 行 使 ）	－	－	750
新株の発行（第三者 割 当 増 資 ）	－	－	199,995
自己株式の取得	－	－	△4
当 期 純 損 失	－	－	△3,831,004
合併による増加額	－	－	2,542,199
株主資本以外の項目の当期変動 額 （ 純 額 ）	257,082	257,082	257,082
当 期 変 動 額 合 計	257,082	257,082	△830,982
当 期 末 残 高	272,913	272,913	866,880

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

・市場価格のない株式等以外のもの

時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

なお、投資事業有限責任組合及びこれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額にて取り込む方法によっております。

③ 棚卸資産

・仕掛品

個別法に基づく原価法（貸借対照表価額は収益性低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

・貯蔵品

個別法に基づく原価法を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物附属設備	3～18年
工具、器具及び備品	2～15年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

自社利用のソフトウェア	5年（社内における利用可能期間）
特許権	2～8年
商標権	5～10年
技術資産	10～15年
顧客関連資産	10～15年

③ リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

株式交付費については、支出時に全額費用として処理しております。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。

また、外貨建その他有価証券は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は純資産の部におけるその他有価証券評価差額金に含めております。

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 製品保証引当金

製品保証に伴う支出に備えるため、損失見込額を計上しております。

③ 株主優待引当金

株主優待制度に伴う支出に備えるため、発生すると見込まれる額を計上しております。

④ 事業整理損失引当金

事業の整理等に伴う損失に備えるため、当事業年度において翌事業年度以降に発生すると見込まれる額を計上しております。

⑤ 事務所移転費用引当金

事務所の移転に伴う支出に備えるため、発生すると見込まれる額を計上しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

当社は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は、連結注記表「10. 収益認識に関する注記 （2）顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報」に記載のとおりであります。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、投資効果の発現する期間を見積もり、10年で均等償却しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 会計上の見積りに関する注記

関係会社株式（株式会社ライブドア）の評価

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式	3,680,131千円
--------	-------------

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

株式会社ライブドアの株式は市場価格のない株式であり、会社の超過収益力を反映した価格で株式を取得しております。超過収益力が減少したために実質価額が著しく低下したときには、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられる場合を除いて、減損処理を行うこととしております。

② 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

関係会社株式の減損要否の判定において超過収益力が見込めなくなったか否かについては、過去の実績に今後の事業展開及び外部環境の影響を踏まえた売上高及び費用の増加率を勘案し、作成した事業計画に基づいております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

将来の事業計画については経営者の判断を伴い、これらの見積りについては不確実性を伴うため、上記仮定等に変化が生じた場合、将来における計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

4. 会計上の見積りの変更に関する注記

当社は、2026年1月16日開催の取締役会で本社移転に関する決議をいたしました。これにより、本社移転に伴い利用不能となる固定資産について耐用年数を短縮し、移転予定日までの期間で減価償却が完了するように当事業年度より、耐用年数を変更しております。この変更により、従来の方法に比べて、当事業年度の営業利益及び経常利益は31,242千円減少し、税引前当期純損失は59,716千円増加しております。

5. 追加情報

(財務制限条項)

短期借入金7,489,500千円の内1,843,868千円についてはシンジケートローン契約を締結しており、また、同じく短期借入金の内5,645,632千円についてはタームローン契約を締結しておりますが、当該契約にはそれぞれ財務制限条項がついております。詳細は、連結計算書類「注記事項（追加情報）」に記載のとおりであります。

6. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

①担保に供している資産

預金

502,692千円

②担保に係る債務

短期借入金

7,489,500千円

(注)当事業年度において、売掛金308,787千円及び未収入金9,062千円について自己信託を設定し、その信託受益権を短期借入金の担保に供しております。

(2) 関係会社に関する金銭債権、債務

関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権

1,005,594千円

② 短期金銭債務

93,952千円

7. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高

2,306,182千円

売上原価

378,912千円

販売費及び一般管理費

1,362,196千円

営業取引以外の取引高

8,354千円

(2) 関係会社株式評価損

当社の連結子会社である株式会社ライブドアの株式評価損であります。

(3) 事業整理損

前事業年度に決定した赤字事業からの撤退を含む事業の選択と集中のため、これらの費用として8,377千円を計上しております。事業整理損の主な内容は、事業撤退に係る諸費用及び旧オフィスに係る備品整理費用等であります。

(4) 事務所移転費用

2026年1月16日開催の取締役会において、本社事務所を移転することを決議いたしました。こちらの事務所移転に伴い発生すると見込まれる費用を計上したものであります。

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度 末の株式数(株)
普通株式	53	10	－	63

9. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産の発生 の主な原因は、繰越欠損金に係る将来減算一時差異であり、評価性引当額として2,091,308千円を繰延税金資産より控除しております。また、123,099千円を繰延税金負債と相殺しております。

10. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 子会社

種 類	会 社 等 の 名 称	議 決 権 等 の 所有(被所有) 割 合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 内 容	取 引 金 額 (千円)	科 目	期 末 残 高 (千円)
子 会 社	(株)ライブドア	所有 直接 100%	役員の兼任	役員の兼任	－	－	－
			資金の貸付	資金の貸付 (注)1	830,000	短期貸付金	830,000
			債務の保証	借入金の保証 (注)2	7,489,500	－	－
			利息の受取	利息の受取	20,914	－	－
			マネジメントフィー	マネジメントフィー	490,822	－	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注)1. 資金の貸付けについては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
- (注)2. 当社の借入れに対して、株式会社ライブドアが債務保証をしております。なお、保証料及び担保はありません。取引金額は債務保証における借入額を記載しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種 類	会 社 等 の 名 称	議 決 権 等 の 所有(被所有) 割 合	関連当事者との 関 係	取 引 内 容	取 引 金 額 (千円)	科 目	期 末 残 高 (千円)
主 要 株 主 (個人) 及 びその近親 者	瓜生 憲	10.6%	主要株主 (個人)	資金の返済	200,000	短期借入金	－
				第三者割当増資 (注1)	199,995	－	－
主要株主及 びその近親 者が議決権 の過半数を 所有してい る 会 社 等	株式会社かばやき (注2)	なし	なし	業務委託費・報酬 等の受取 (注3)	48,150	業務委託費	－

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注)1. 第三者割当は、2025年7月14日開催の取締役会において決議に基づき、2025年7月30日を払込期日とするデット・エクイティ・スワップによる第三者割当増資であります。1株当たりの発行価額は、上記取締役会決議日の直前営業日の終値としております。
- (注)2. 株式会社ウリュウケンは、2025年8月7日付で株式会社かばやきに商号変更しております。
- (注)3. 第三者との取引価格を勘案して、契約により価格を決定しております。

11. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

	報告セグメント			計
	メディア事業	ソリューション事業	全社	
メディア・その他	23,621	－	－	23,621
ストック収入	－	1,700,960	－	1,700,960
スポット(一時)売上	－	434,250	－	434,250
マネジメントフィー (注)	－	－	711,551	711,551
顧客との契約から生じる収益	23,621	2,135,211	711,551	2,870,383
その他の収益	－	－	－	－
外部顧客への売上高	23,621	2,135,211	711,551	2,870,383

(注) 当社グループは、当事業年度にて実施した組織再編において、メディア事業・ソリューション事業をグループの各事業運営会社が主体となって展開し、当社は主としてこれらを統括する事業推進体制へと移行いたしました。これにより、2023年7月1日より、各グループ会社からマネジメントフィーを徴収しております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表「10. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約負債は主に、履行義務の充足以前に顧客から受け取った対価であり、貸借対照表上、前受収益に含まれております。

顧客との契約から生じた債権及び契約負債は以下のとおりであります。

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権	337,494千円
契約負債	19,587千円

当事業年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高が含まれている金額に重要性はありません。なお、当事業年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額には重要性はありません。

12. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額	56円40銭
1 株当たり当期純損失	△251円32銭

(算定上の基礎)

当期純損失	△3,831,004千円
普通株主に帰属しない金額	－千円
普通株式に係る当期純損失	△3,831,004千円
普通株式期中平均株式数	15,243,599株

13. 重要な後発事象に関する注記

(当社子会社の資本業務提携に向けた基本合意)

当社は、当事業年度末後の2026年5月19日開催の取締役会において、SBIホールディングス株式会社（以下、「SBIH」といいます。）との間で、当社のメディア事業の中核子会社である株式会社ライブドアに関し、SBIHが展開するネオメディア事業との資本業務提携に向けた協議開始の基本合意について決議いたしました。

なお、詳細につきましては、連結注記表「12.重要な後発事象に関する注記（当社子会社の資本業務提携に向けた基本合意）」に記載の通りであります。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

株式会社ミンカブ・ジ・インフォノイド
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高田 慎 司
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 川井 恵 一 郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ミンカブ・ジ・インフォノイドの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ミンカブ・ジ・インフォノイド及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年5月22日

株式会社ミンカブ・ジ・インフォノイド
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 高田 慎司
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 川井 恵一郎
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ミンカブ・ジ・インフォノイドの2025年4月1日から2026年3月31日までの第20期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監査等委員会監査報告書

当監査等委員会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第20期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

当監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに下記の方法で監査を実施いたしました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、取締役会及び経営会議等の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁資料等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。

また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等や会社の内部監査部門等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明しました。

③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針については、その内容について検討致しました。

④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社法計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人と適宜協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示していると認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2026年5月22日

株式会社ミンカブ・ジ・インフォノイド 監査等委員会

監 査 等 委 員 吉 村 貞 彦 ㊞

監 査 等 委 員 石 橋 省 三 ㊞

監 査 等 委 員 尾 崎 恒 康 ㊞

(注) 監査等委員吉村貞彦、石橋省三、及び尾崎恒康は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上